

技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月
さいたま市

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給与月額（平成19年4月1日現在）

職 種	職 員 数	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	407人	43歳	424,435円
学校給食員	351人	44歳	347,358円
用務員	264人	47歳	404,493円
自動車運転手	21人	55歳	560,344円
その他技能職員	183人	46歳	407,101円
全 体（計・平均）	1,226人	44歳	397,814円

※ 『職員数・平均年齢・平均給与月額』の数値は、「平成19年地方公務員給与実態調査（総務省）」において公表されている数値を使用しています。

※ 『その他技能職員』とは、道路補修業務、害虫駆除業務、公園・緑地等の維持管理業務等を行う職員を指します。

(2) 民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与月額

職 種	平均年齢	平均給与月額	備 考
廃棄物処理業従業員	43歳	299,800円	全国平均
調理士	41歳	267,500円	埼玉県平均
用務員	53歳	227,200円	全国平均
自家用乗用自動車運転手	54歳	296,800円	埼玉県平均

※ 『平均年齢・平均給与』の数値は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」(平成16年～18年の3か年の平均)において公表されている数値を使用しています。

※ 民間従業員のデータは、本市技能職の職種に類似する職種を記載したものであり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

(3) 職種ごとの年齢別人数

職種等 年齢	清掃職員	学 校 給食員	用務員	自動車 運転手	その他 技能職員
20 歳～23 歳	3 人	—	—	—	—
24 歳～27 歳	13 人	6 人	3 人	—	1 人
28 歳～31 歳	33 人	27 人	9 人	—	16 人
32 歳～35 歳	69 人	66 人	18 人	—	23 人
36 歳～39 歳	68 人	55 人	29 人	—	24 人
40 歳～43 歳	48 人	54 人	41 人	—	10 人
44 歳～47 歳	42 人	36 人	45 人	4 人	24 人
48 歳～51 歳	55 人	16 人	40 人	3 人	22 人
52 歳～55 歳	24 人	26 人	29 人	1 人	27 人
56 歳～59 歳	52 人	53 人	48 人	13 人	35 人
60 歳～	—	12 人	2 人	—	1 人
全 体	407 人	351 人	264 人	21 人	183 人

(4) その他給与に関する事項

① 給料表

技能職給料表（3 級制）

② 手当の種類

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当

③ 昇格及び昇給

ア 昇格

勤務成績、経験年数等に応じた上位の職務の級への変更

イ 昇給

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

2 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体においては、「自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営」が求められてきています。また、依然として厳しい行財政環境のもと、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するといった地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制、事務事業の見直し等を図りながら、職員の適正管理・配置に努めていかなければなりません。

さらに、「民間にできることは民間に」といった時代の流れを的確に捉え、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、あるいは、PFI等の活用による民間活力の積極的な導入が検討・実施されています。

このような状況の中、本市は、平成18年2月に『さいたま市行政改革推進プラン』を策定し、民間活力の導入、分権型社会に対応した行政体制の確立等を掲げ、民間委託の積極的な検討・推進、職員の給与制度・運用・水準の適正化の推進や定員適正化計画による職員の適正配置等（平成17年4月から平成22年4月までに530人（5.5%）の削減目標）の具体的な項目を示し、今後の行政改革の取組方針を定めています。

技能職員については、これらの方針により、社会経済情勢の変化等を見定めながら、給与制度等の見直しに努めていきます。

3 具体的な取組内容

給与制度の見直しについては、平成19年4月1日から給与構造の抜本的な見直しに伴い、技能職給料表水準の4.1%引下げ、勤務成績に基づく新たな昇給制度の導入等を実施しています。また、給料表水準の引下げにより、初任給基準の見直しを行い、初任給を引き下げました。

さらに、特殊勤務手当については、平成18年度から印刷業務手当及び調理業務手当の廃止並びに清掃業務手当、変則勤務手当等の支給対象職員の範囲の見直しを実施しています。

なお、給与制度については、地方公営企業法第38条第3項の規定の趣旨を考慮し、技能職給料表の水準、昇給制度、あるいは、特殊勤務手当を含めた諸手当について、今後も随時点検を行い、適正化に向け検討してまいります。

4 その他

民間委託の推進については、これを検討する前提として本市が実施しているすべての事務事業の必要性を改めて検証しなければならないと考えています。事務事業の必要性が失われ、又は、乏しくなっている事務事業の廃止、縮小を含めた検討を行う必要があります。

特に、技能職員が携わる現業部門の業務については、民間に代替手段がある業務、民間委託により行政サービスの水準の維持、向上が期待できる業務、民間委託により財政的効果が見込める業務、委託先の選択、変更が可能である業務等を判断基準として、技能職員の職場を点検し、各年度における退職者数を勘案しながら、民間委託を進めてまいります。

具体的には、民間委託について、家庭ごみ収集運搬業務及び小中学校用務業務を平成18年度から、小学校調理業務を平成19年度からそれぞれ順次実施しています。

なお、その他の業務に従事している技能職員についても、年度ごとの退職者数を注視しながら、検討してまいります。